



令和5年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 白木 智昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

伊藤 慎一

白木 智昭

堀井 潤

（労働者代表委員）

井上 正克

後藤 正文

佐藤 伸幸

（使用者代表委員）

小野 秀人

境田 未希

時田 祐司



令和5年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 白木 智昭

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

伊藤 慎一

白木 智昭

堀井 潤

（労働者代表委員）

井上 正克

後藤 正文

佐藤 伸幸

（使用者代表委員）

小野 秀人

境田 未希

時田 祐司



令和 5 年 8 月 23 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長岐 和行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 白木 智昭

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 5 年 8 月 7 日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

伊 藤 慎 一

白 木 智 昭

堀 井 潤

（労働者代表委員）

井 上 正 克

後 藤 正 文

佐 藤 伸 幸

（使用者代表委員）

小 野 秀 人

境 田 未 希

時 田 祐 司



令和5年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 白木 智昭

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月7日秋田地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

伊藤 慎一

白木 智昭

堀井 潤

（労働者代表委員）

井上 正克

後藤 正文

佐藤 伸幸

（使用者代表委員）

小野 秀人

境田 未希

時田 祐司

写

令和5年8月23日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐和行

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県非鉄金属製錬・精製業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

写

令和 5 年 8 月 23 日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐和行

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

写

令和 5 年 8 月 23 日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐和行

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

写

令和5年8月23日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 長岐和行

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。



秋労発基 0823 第 1 号
令和 5 年 8 月 23 日

秋田地方最低賃金審議会
会長 長 岐 和 行 殿

秋 田 労 働 局 長
山 本 博 之

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 4 号）

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 3 号）

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 5 号）

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成 20 年秋田労働局最低賃金公示第 2 号）